

広報たかす「おしらせかわら版」掲載ルール

1. 掲載基準

掲載できるものは、町民を対象とした内容のものです。ただし、次の項目に該当するものは掲載できません。

- ・営利目的、個人宣伝目的、宗教・政治活動、公序良俗に反するものまたは疑念を抱かせるもの
- ・掲載内容に関し、過去に苦情があったもの
- ・その他行政広報に掲載することが適当でないと認められるもの

2. 掲載の申し込み

掲載を希望する方は、「広報たかす「おしらせかわら版」掲載申込書」に必要事項を記入し、掲載希望月の前月初日から15日までの間に、企画広報係へ提出するか、申込フォーム (<https://www.harp.lg.jp/vyxvTt0w>) より送信してください。

3. 掲載回数の制限

同一の内容について複数回掲載することはできません。

4. 掲載の優先順位

掲載申込数が掲載可能枠数を超えた場合は、公益性・公共性、申込者の属性（町民で構成され、活動拠点が町内であるか）、開催場所（町内であるか）について優先順位をつけ、企画広報係で決定します。

5. 掲載項目

掲載できる情報は次のとおりです。

- ・表題は22文字以内
- ・内容は192文字以内とし、内容、日時、場所、定員、料金、申込方法、問い合わせ先等について、可能な限り簡潔に記載する事。ただし、ホームページなどのURLについて二次元コードを用いて掲載を希望する場合は、紙面掲載内容は168文字以内とし、申込の際にURLとリンク先名称を記載すること。

6. 掲載の可否と記事内容の確認

掲載が決まったものは、申込書または申込フォーム (<https://www.harp.lg.jp/vyxvTt0w>) に記載された連絡先にお送りする、掲載内容の校正確認をもってお知らせします。掲載内容の校正確認は、掲載希望月前月20日までにお送りしますので、必ず期限までに修正の有無をお知らせください。

7. その他

- ・掲載内容は、他の記事と整合を図るため、企画広報係で表現の簡略化や記載順の変更を行う場合があります。
- ・掲載記事に関し、第三者と係争する事態になった場合は、鷹栖町は一切の責任を負いません。
- ・掲載ルールに定めているほか、掲載に関して必要なことは、企画広報係で決定します。